

事務連絡
平成 22 年 10 月 8 日

社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 御中

厚生労働省老健局振興課

医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者に対する注意喚起について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管・高齢保健福祉・介護保険主管課（室）宛てに、厚生労働省医政局総務課並びに老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課連名の事務連絡を発出したところです。

つきましては、同種事故の発生防止を図る観点から、貴団体からも会員施設等に対する周知徹底方よろしくお願いいたします。周知を行うに当たっては、別添中「医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者への注意喚起のお願い」（平成 22 年 10 月 8 日消政調第 110 号消費者庁政策調整課長通知）について、特に御留意頂きますようお願いいたします。

事務連絡
平成22年10月8日

各 都道府県

衛生主管課（室）
高齢者保健福祉主管課（室）
介護保険主管課（室）

 殿

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働省老健局振興課

厚生労働省老健局老人保健課

医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者に対する注意喚起について

標記について、消費者庁消費者安全課より別添1のとおり各都道府県・政令指定都市消費者担当課並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費者センター宛てに通知され、消費者への周知及び注意喚起についてお願いしているところです。

標記に関しては、これまでも厚生労働省及び経済産業省を通じて、製造事業者等から注意喚起も含めて、事故防止のための適切な対応等の実施等についてお願いしているところですが、医療機関並びに介護保険指定事業者及び老人福祉施設等においても消費者保護のために、手すりに関連した事故の発生防止を図る観点から、また、消費者庁消費者安全課からも別添2のとおり注意喚起の依頼があったことから、当該施設に対する注意喚起が必要となっています。

つきましては、各都道府県衛生主管課（室）、高齢者保健福祉主管課（室）及び介護保険主管課（室）におかれては、消費者担当部局との連携の下、管内市区町村並びに医療機関及び介護保険指定事業者、老人福祉施設等に対し、周知徹底方よろしくお願いいたします。

なお、別途関係団体（別添3）に通知している旨申し添えます。